**2021年10月1日以降の移動等円滑化経路の取り扱いについて（500㎡未満の建築物）**

500㎡未満かつ上下の移動が1層の場合

次の（１）から（３）までのそれぞれの経路のうち1以上を移動等円滑化経路にしなければならない。

（１）第18条第1項第1号　道等から各利用居室（上下の移動が1層の場合は除く）

（２）第18条第1項第2号　利用居室から車椅子使用者用便房

（３）第18条第1項第3号　車椅子使用者用駐車施設から利用居室

移動等円滑化経路

　　　　　1．利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合　エレベーター等の設置　必要

（１）

（２）

利用居室

便所

　　　　　2．利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合

　　　　　　 エレベーター等の設置　必要

（３）

（１）

（２）

利用居室

便所

駐車場

　　　　　3．利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合　エレベーター等の設置　任意

　　　　　　**※同用途の場合**

利用居室

便所

（２）

（１）

利用居室

　　　　　4．利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合

エレベーター等の設置　任意　**※同用途の場合**

（１）

（３）

（２）

便所

利用居室

利用居室

駐車場

　　　　　5．利用居室と車椅子使用者用便房が2階にある場合　エレベーター等の設置　任意

（１）

利用居室

（２）

便所

　　　　　6．利用居室と車椅子使用者用便房が1階と2階にある場合　エレベーター等の設置　任意

（１）

（２）

利用居室

利用居室

便所

便所

　　　　　7．利用居室が1階、車椅子使用者用便房が2階にある場合　エレベーター等の設置　必要

（１）

（２）

便所

利用居室

　　　　　8．利用居室が1階、車椅子使用者用駐車場が2階にある場合　エレベーター等の設置　必要

（１）

（３）

駐車場

利用居室